

【 ビザ申請からご出発までの流れ 】

この度は、当社をご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

ビザ申請からご出発までの流れにつきまして、ご案内させていただきます。

〔1〕ビザ申請にあたってのお願い

(1) 郵送期限

～ロシア出発前にパスポートの利用がある場合、緊急の場合には、スケジュールを調整しますのでお知らせ下さい～

①査証申請から、**12 営業日後**の査証受領：査証申請実費代：**4,500 円**

出発日の前日から起算致しまして、原則 30 日前までに、以下をご送付願います。

②査証申請から、**6 営業日後**の査証受領：査証申請実費代：**10,500 円**

出発日前日から起算致しまして原則 14 日前までに、以下をご送付願います。

③査証実費から、**2 営業日後**の査証受領：査証申請実費代：**16,500 円**

(2) 郵送物

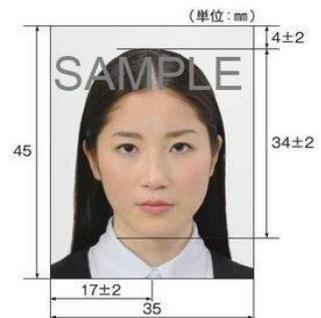
①パスポート原本（残存有効期限：ロシア出国時から6ヶ月以上必要）（注1）

②証明写真1枚（縦4.5cm×横3.5cm 3ヶ月以内撮影のもの。白黒不可。

スナップ写真不可。右記サンプル規格厳守。首より上の顔写真のみ。

顔サイズが異なると通りません)

写真例



パスポート用写真

顔の面積が小さい

体が斜め、歯が見えている

顔に髪が掛かっている

③旅行参加申込書

※裏にローマ字にて名前を記入し、必ず、パスポートカバーをはずしてご送付下さい。

カバーがついている場合、紛失の恐れから大使館側で受領してもらえない場合がございます。

※渡航代行手続き契約に基づきます。

～パスポートはご貴重品です。簡易書留等、受け取りを確認できる方法で必ずお送り下さい～

送付先 〒105-0014 東京都港区芝2丁目3番3号 芝二丁目大門ビルディング2階 TEL: 03-6453-9177 (代表)

〔2〕ご請求

別途、ご請求書にて、ご入金期日等をご案内致します。記載の期日までにご入金下さい。

【3】パスポートのご返却・最終旅程表等

基本的にはご出発の7日前～5日前に、パスポート他、最終旅程表、ホテルバウチャー等、渡航に必要な最終一式をお送りいたします。直近のご予約、ピーク時の場合には、別途お渡し日をご連絡いたします。

①ロシア査証実費（日本国籍渡航者用。外国籍の方の料金、必要書類は異なる場合がございますのでご注意ください）

種類 【入国回数】	受領日				必要書類（注2）
	12 労働日以上 (2 週間+2 日)	7-11 労働日 (1 週間+2 日)	3-6 労働日	1-2 労働日 (翌々日/翌日 14 時以降)	
観光 【シングル/ダブル】	¥4,500	¥8,500	¥10,500	¥16,500	ビザサポートレター (ロシア外務省に登録された旅行会社から発行されたもの。日本国籍の方は原本を白黒コピーで申請可能)(注3)
通過 【シングル/ダブル】	¥4,500	¥8,500	¥10,500	¥16,500	ロシアトランジットを含む区間の航空券(E チケット)、鉄道等のチケット(注4)
招聘状を用いた申請 (留学、就労(注1)、個人招待、従来の業務、文化交流等) 【シングル/ダブル/マルチ】	¥4,500	¥4,500	¥10,500	¥16,500	ロシア外務省又は内務省が発行する招聘状原本又は入電確認書(注5)
種類（注6）	シングル/ダブル 最長3ヶ月		マルチ 最長3年		必要書類（注2）
	7-11 労働日 (1 週間+2 日)	3-6 労働日	1-2 労働日 (翌々日/翌日 14 時以降)	申請期間:12 労働日以上のみ	
要請書を用いた申請 (2013年10月30日付で緩和対象) 【シングル/ダブル/マルチ】	¥4,500	¥10,500	¥16,500	¥4,500	ロシアに所在する招聘する法人/団体からの要請書の原本 又は ロシアの公的機関(地方レベルの公的機関でも可)からの要請書の原本 (注6)
	在留可能期間:90 日間の滞在			在留可能期間:180 日の期間ごとに 合計 90 日間の滞在	

【労働日】・・・査証の発給のために必要な申請書及び文書の受領の日から起算。申請日と受領日を含めた日数（土日・特定の祝日を除く）。つまり、特定の休みが無い場合には、10 労働日以上 = 申請日から 2 週間後の同曜日。基本的には期間内で受領日の指定が可能です。審査状況により延長される場合があります。**当日申請の当日受領は不可能となっております。（緊急の場合は、ご相談下さい）**

②弊社代行手数料

通常申請	¥ 5,500 (税込)	緊急申請追加料金 (受領日が翌々日/翌日)	¥ 11,000 (税込)
------	--------------	--------------------------	---------------

（注1）就労査証(ビザ): **パスポート**残存有効期間は**ロシア出国日より1年半以上、査証欄余白は見開きで2ページ以上必要**です。

（注2）上記必要書類の他に**パスポート原本、証明写真（縦4.5 x 横3.5cm / 1枚）、申請書が必要**となります。

※**パスポート**残存有効期間は**ロシア出国日より6ヶ月以上、査証欄余白は見開きで2ページ以上必要**です。

必ず、パスポートカバーをはずしてご送付下さい。

※**証明写真**につきましては現在下記の写真は申請を受付出来ませんのでご注意ください。又、裏面にお名前をご記入願います。

・申請書の写真を貼り付けるサイズ（4.5×3.5CM）より小さい写真・スナップ写真、ポートレート写真、

右記サンプルの規格以外の顔サイズも申請が受け付けられませんのでご注意ください

・画像の顔がぼやけていたり・ピントがずれている写真

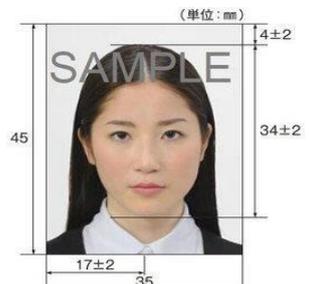
・顔のサイズが小さいもの

・はにかんでいる、笑顔、歯を見せている写真

・写真が顔の部分より背景の色が強い場合

・写真の顔が正面を向いていないもの

・最近撮影された写真ではないもの（基本申請時3ヶ月以内の証明写真が必要）



【重要】ご送付いただく証明写真の規格について～従来よりも写真の審査が厳しくなっています～



※顔の面積が70%以上ある証明写真が必要です。（上半身全体が写っているものは不可）

在日ロシア連邦大使館領事部の写真の審査が厳しくなっています。

写真の不備で在日ロシア連邦大使館領事部で申請が受理されない事例が増加しています。ご注意ください

ビザ申請のためにご準備いただく写真は下記の規格です。

①縦 4.5cm 横 3.5cm （4.5×3.5）

②一般証明用写真（パスポート申請用サイズと同サイズ）

③画質はパスポート用写真に準ずること* [パスポート用写真の規格と見本⇒Click](#)

※顔の面積が70%以上ある証明写真が必要です。（胸まで写っているものは不可）

○



パスポート用写真規格

×



顔の面積が小さい
※最も多い不受理の例

×



不自然な表情
歯が見えている

×



目に髪が掛かっている
色付き眼鏡

申請時に却下される写真の事例

- ・サイズが小さい（4cm×3cm）
- ・画質が悪い（ピンボケ、コピー用紙への印刷、解像度が悪い）
- ・スナップ写真の使用（背景が写っている）
- ・頭や顎の部分が欠けている
- ・口が開き、歯が見えている
- ・影が写っている
- ・証明写真機で撮っていても、顔の面積率が低く胸まで写っている
（引いたアングルでの撮影）⇒※特に不受理の例で急増しています。

申請用写真の可否は、在日ロシア連邦大使館領事部の外交官の判断となります。

ビザ申請用の規定の写真に適合しないと判断されますと申請が受理されません。

※少しの手間を惜しまないことで申請がスムーズになります。

規定のサイズ（4.5×3.5）・規格の証明写真をご準備ください。

（駅などに設置されているセルフ証明写真機で撮影されたものでも胸まで写っていれば不可）

[パスポート用写真の規格と見本⇒Click](#)

※パスポート・証明写真をお送り頂く際に、申請書作成時に必要となる以下 A～D の「渡航者情報」を併せてお知らせ下さい。

A) 過去のロシア渡航回数

【ロシアに渡航歴がある場合】ロシアへの入国した回数、前回渡航した際のロシアへの入国日/出国日

B) 渡航者の現住所（カタカナもしくはアルファベットにてお知らせ下さい）、電話番号、渡航者の勤務先名 / 学校名（カタカナまたは英文での名称にてお知らせ下さい）、職業、役職、住所、電話番号

C) 以前に名前の変更があった場合、変更になる前の名前(旧姓がある場合)

D) 渡航者の出生地（都道府県、市町村名）

※ロシアビザ申請書はオンライン（<https://visa.kdmid.ru/>）での印字作成が必要となります。

（申請書の質問事項が手書きで記載されているものは、受け付けられません。）当社代行手数料に、申請書作成費用は含まれます。

（注 3）観光ビザの有効期間は、ビザサポートレターに記載された有効期間で発行されます。

当社でホテル手配がない場合、必要書類の発行は出来ません。また、ビザサポートレターは手配する宿泊期間・宿泊が絡む交通手段の期間で発行されず。必要書類が揃う場合、代行申請は承ります。

（有効期間は最大で 29 泊 30 日か 1 ヶ月以内の短い方。但し、サポートレター記載以上の有効期間で申請は出来ません）

（注 4）通過ビザは、日本からロシアを経由して第 3 国に渡航する場合のビザで、滞在はロシア到着後 72 時間以内の滞在に限られます。

- ・発券済みのチケット（E チケット控え等）が必要となり、航空会社・鉄道会社発行の予約確認書は不可です。
- ・目的国がビザ必要国の場合、先に目的国のビザを取得してからでないとロシアビザの申請は出来ません。
- ・目的国がベラルーシの場合、ロシアで同一空港内同日乗り継ぎの場合でも、ロシアトランジットビザが必要です。
- ・72 時間以内の乗り継ぎ滞在で、宿泊手配を含む場合は観光ビザを取得すること。

（注 5）招聘状を用いたビザは、ロシア外務省又は内務省が発行する招聘状のオリジナル又は、入電確認書が必要です。

- ・入電の場合には先に所定のフォーマットで領事部に FAX を送り入電されたか確認が必要。入電済みの場合、入電番号が記載されて、FAX 返信されます。（入電先の領事部でのみ申請可能）入電確認書を他の書類とあわせて提出して下さい。
- 入電済の FAX が届いていないとビザ申請の受付不可となります。

・取得が難しい場合にはご相談下さい。

（注 6）2013 年 10 月 30 日に、申請等が簡素化されたカテゴリーのビザ（90 日以内の渡航）

<業務ビザ、文化交流ビザ、個別の事案の取材活動に従事する報道関係者のビザ、姉妹都市の間の公式の交流計画>

- ・マルチ(数次)ビザは、申請者が過去 1 年間にロシアの入国査証を取得し、ロシアの法令に従って使用したことがあり、及び数次入国査証を申請する理由がある場合に限り発給されます過去 1 年以内に同様の種類のビザで 1 度以上の入国があることが申請の条件となります。
- パスポートを更新された場合に 1 年以内の 1 度以上の入国記録が残る旧パスポートも申請時に必要となりますのでご注意ください。

・要請書の原本には、招聘元の社判と署名、TIM 番号(=納税番号、英語;Tax Identification Number, ロシア語; ИИИ)、が記載されていること

(※要請書の原本が、複数ページにまたがる場合、各ページに招聘元の社判と署名を記載。また記載内容等のページ区切りは、整えたもの)

・要請書の原本には、ビザ取得希望者の現住所、及び、ビザ取得希望者の所属する組織団体名とその住所、が記載されていること

- ①商業活動を行う目的で派遣される者及び商業団体の代表者（業務ビザ）
- ②教育的、科学的、芸術的その他の文化的活動に参加する者
- ③国際的なスポーツの行事に参加する者及び専門家の資格でその者に同行する者
- ④個別の事案の取材活動に従事するため短期間渡航する報道関係者
- ⑤姉妹都市の間の公式の交流計画に参加する者
- ⑥ロシアに居住する日本国民(注)の配偶者又は 21 歳未満の子

・取得が難しい場合にはご相談下さい。

<その他 注意事項>

- ・一時期に有効なビザを 1 つ以上所持することはできません。
- ・1 回の入国で 90 日以上ロシアに滞在する駐在ビザ、報道関連のビザも、2013 年 10 月 30 日付の緩和対象となりました。
- ・1 回の入国で 90 日以上ロシアに滞在する駐在、留学ビザは、査証申請時に非エイズ証明書（検査日から 3 ヶ月以内の診断書）が必要です。
- ・有効な書類を要しても領事部により査証申請が拒否される場合、また有効なビザを所有していても、ロシア国境警備機関には何らかの原因により入国を拒否する権限がありますが、当社は渡航代行契約に基づき責任は負いかねます。
- ・個人情報保護に関する法令を遵守し、個人情報の保護に努め、誠実に実施してまいります。
- ・必要書類、料金、諸条件は予告なく変更なる場合がございます。その際は、大使館の最新のルールを適応させていただきます。
- ・お客様自身で招聘状、要請書、パウチャー、ビザサポートレターをご用意頂く場合、書類の内容に関して責任は負いかねます。ご用意頂いた書類が有効か否かを領事部にて確認をさせて頂き、問題がない場合に限り代理申請をお預かりさせていただきます。
- ・ロシア領事部にて査証申請受理後、何らかの理由により発行が遅れる場合、または拒否される場合がございます。

あくまでロシア外務省（または内務省）の審査に帰しますため、弊社手数料 5,500 円もしくは 11,000 円は 申請に入る段階で発生します。